

議案第 46 号

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び羽曳野市
ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び羽曳野市ひとり親家庭の医療
費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の一部改正に伴い、同法の控除対象配偶者の定義に関する規定が改正されたことにより、当該規定を引用している条例の所得制限に関する規定の整備を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例及び羽曳野市
ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条
例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和 55 年羽曳野市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例第 3 条第 2 項の規定の適用については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成 31 年 6 月 30 日までの間は、同項中「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成 29 年法律第 4 号)第 1 条の規定による改正前の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する控除対象配偶者」とする。

(羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第 2 条の規定による改正後の羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第 4 条の規定の適用については、施行日から平成 31 年 6 月 30 日までの間は、同条第 1 項第 1 号中「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一

生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成 29 年法律第 4 号)第 1 条の規定による改正前の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号。以下「旧所得税法」という。)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する控除対象配偶者」とし、同条第 2 項中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「旧所得税法第 2 条第 1 項第 33 号に規定する控除対象配偶者」とする。

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条関係</p> <p>羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例</p> <p>(所得制限)</p> <p>第 3 条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する<u>同一生計配偶者</u>若しくは同項第 34 号に規定する扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の 10 月 31 日までは、その損害を受けた年の前年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定は適用しない。</p> <p>3・4 省略 以下省略</p>	<p>第 1 条関係</p> <p>羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例</p> <p>(所得制限)</p> <p>第 3 条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する<u>控除対象配偶者</u>若しくは同項第 34 号に規定する扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の 10 月 31 日までは、その損害を受けた年の前年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定は適用しない。</p> <p>3・4 省略 以下省略</p>
<p>第 2 条関係</p> <p>羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例</p> <p>(所得制限)</p> <p>第 4 条 前条第 2 項に規定するほか、対象者が次に掲げる場合に該当するときは、その者を対象者としな</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年(各年の 1 月から 6 月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年。以下同じ。)の所得が、その者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び同項第 34 号に規定する扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並</p>	<p>第 2 条関係</p> <p>羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例</p> <p>(所得制限)</p> <p>第 4 条 前条第 2 項に規定するほか、対象者が次に掲げる場合に該当するときは、その者を対象者としな</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年(各年の 1 月から 6 月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年。以下同じ。)の所得が、その者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び同項第 34 号に規定する扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並</p>

びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) 省略

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第 34 号に規定する扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の 10 月 31 日までは、その損害を受けた年の前年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定は適用しない。

3・4 省略

以下省略

びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) 省略

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法第 2 条第 1 項第 33 号に規定する控除対象配偶者若しくは同項第 34 号に規定する扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の 10 月 31 日までは、その損害を受けた年の前年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定は適用しない。

3・4 省略

以下省略